

廿一日 晴天。新町配札。昼時出立、七曲りと云ふ峠を越へ香春と云ふ宿へ下る。(以下略)

二十一日は新町で配札、昼ごろ出発し、七曲峠を越え、香春町に宿泊した。その後、上野―黒崎―小倉城下―内裏(大里)と配札、赤間ヶ関を渡海し、長府へと、残り七霊峰の旅を続けたのである。

このように、博多と府内(現、大分市)を、「香春道」・「椎田道」・「小倉道」・「中津道」などで結ぶ、このルートは、貝原益軒・三浦梅園らの文人や野田成亮ら旅の山伏、そして役人や旅人たちが通る重要な街道であった。新町宿駅は、この歴史街道の中継宿(間ノ宿、半宿)として繁栄した。

第二節 近世の通信

一 飛 脚

古代・近世 遠隔地に書状や金子・荷物などを運送するもの
初頭の飛脚 として「飛脚」があった。広義での飛脚としては、平安時代の飛脚使による「脚力」があり、鎌倉時代には、継馬による「鎌倉飛脚」があった。鎌倉―京都間の所要日数は、五日から七日が多く、緊急便は昼夜疾走し、その所要日数は、三日から四日であった。また「六波羅飛脚」もあった。

蒙古襲来に対する九州警固のため、鎌倉―博多間には、文永の役直後に通送制度が創始され、文永十一年(一二七四)に九・十一・十六日前後、弘安四年(一二八二)には六・七日で書状や金子・荷物などが通送された。

秀吉の朝鮮出兵では、文禄元年(一五九二)に京都・大坂―名護屋間に諸大名による継飛脚・継舟が設けられ、飛脚継夫・船頭・加子に一定の賃金が支払われている。若松―赤間―博多―唐津―名護屋を結ぶ唐津街道筋に継飛脚の往返が行われたのである。

継飛脚と 寛永十年(一六三三)、江戸幕府は、諸街道の**大名飛脚** 宿駅において人馬を継ぎ替え、御状箱や御用物を通送する脚夫に継飛脚給米を与えることによって、幕府公用の「継飛脚」を実質的に設置した。

江戸を中心に五街道の宿駅が整備されると、飛脚の制度も著しく発達し、江戸―京都間の通送時間は、元禄十三年(一七〇〇)の八二時間が、宝暦十三年(一七六三)には六八時間に短縮された。

諸大名も公用飛脚の「継飛脚」にならない、江戸―領国間を往復する「大名飛脚」を開設した。

有馬久留米藩では、延宝三年(一六七五)に、江戸―久留米間の往復月並飛脚がはじまり、伝言物の斤目一〇〇匁につき駄賃四分を徴収した。明和四年(一七六七)には、江戸―定飛脚

を定め、藩主在府の年は毎月四日と十九日、在国の年は毎月六日と十六日と二十六日に、久留米から江戸へ飛脚を立てたが、安永二年（一七七三）に、毎月六日と二十一日に改めた。

立花柳川藩でも柳川と江戸の立花藩邸間に、毎月一回の月並飛脚を差し立てた。並飛脚は一〇〇里（約四〇〇^{マイル}）を六日間の割合で江戸へ向かい、急飛脚は四日間の割合で進む規定で、日限を過ぎると罪科^{ざいか}に処した。領外の飛脚は、御用人の管理事務で足軽が務め、領内の御用状は公役夫、藩士の公私用状は御木屋^{おこや}人夫を徴発した。

次に、小倉藩との連携が重視される、黒田福岡藩の飛脚について見てみよう。

慶長十二年（一六〇七）六月十二日、黒田長政は、掟十三か条を発し、その制札を博多に立てている。その第十条に、「伝馬送り夫」の条がある（『新訂黒田家譜』第一巻）。

一、傳馬・送夫の儀、奉行の者共手判次第申し付くべく候。公儀御用の時は夜中によらず、手判これなく候共申し付くべき事。

伝馬と送り夫は、担当奉行衆の手判（署名）があり次第申し付けること。ただし、公儀（幕府）御用の時は、夜中であつても、また手判がなくても申し付けること、を定めている。幕府御用を最優先に、公儀伝馬・継飛脚が藩内でも整備されていたのである。

福岡・赤間・芦屋・若松間には、伝馬・飛脚の人足制があつ

たようである（「黒田長政印判状写」馬杵家文書、『福岡県史』福岡藩初期下一、〇一九号、「黒田長政判物写」長杵家文書、『福岡県史』福岡藩初期一、〇〇〇号）。

若松を起点とし、芦屋―赤間―青柳―福岡―香椎―博多―福岡、更に姪浜―唐津を結ぶ「唐津街道」の伝馬・飛脚コースは、秀吉の朝鮮出兵のときの「太閤道」であり、また江戸幕府の諸国巡見使の九州コース（豊前・豊後は別コース）が延宝九年（一六八二）以降にとつたコースとも重なっている。

そして、大里・小倉と長崎を結ぶ「長崎街道」の公用飛脚（継飛脚）が、筑前六宿（黒崎・木屋瀬^{こやのせ}・飯塚・内野・山家^{やまゑ}・原田^{はらだ}）にも設置されていたのである。

大名の領内では、城下と主要地を定期的に連絡する「領内飛脚」が存在したところもある。鳥取藩では、鳥取城下と在御用場を定期的に宿送り・村送りで連絡する領内飛脚があつた（『鳥取藩史』五）。

福岡藩でも、「直飛脚^{じき}」があつた。「洪範」（高原謙家文書）の「大庄屋・村庄屋給米の事」によると、大庄屋は、触状持四人を、一人米八俵ずつの手当で抱え、諸御用帳・触帳を村送りで通送・連絡した。急な公用連絡の場合は、村夫を「直飛脚」として使役した。また福岡や触（大庄屋の管轄区域の村々、一〇～三〇か村）下へ公的な連絡をする場合は、郡夫一人ずつを使役してもよかった。

飛脚便の送達内容は、將軍や藩主の逝去、キリシタン禁制、幕府巡見使の巡国など、重要なものの多くは書状として早飛脚で通送されている。

飛脚は、書状だけでなく、酒樽・生鯛・塩鯛・干鯛・生蛸・煎海鼠・ささい（栄螺）・粕漬の鮑・練・蜜柑・山もも・瓜・砂糖絹物・葛・手拭・一分判・銀子一枚などの音信物や金子、そして荷物や為替なども通送したのである。

小倉藩 鎖国下の享保三年（一七一八）四月十五日、唐の飛脚 船八隻が、響灘に浮かぶ白島と藍島の間に出没した。翌十六日、小倉藩は藍島から、萩藩は南風泊から、福岡藩は若松から軍船を出して唐船を取り囲み、鉄砲を打ちかけ、唐人八人を殺害し、多くの負傷者を出して打ち払った。三代小倉藩主小笠原忠基は、直ちに、長門、筑前両藩の打ち方役人を小倉会所に集め、唐船打ち払いの次第を尋ね、それを書きつけて出すように命じた。そして、それらの書きつけによって江戸への注進状を作成し、その日の夜、飛脚で通送した。このように、鎖国下における唐船打ち払いの注進状が、小倉藩主によって、江戸へ飛脚で伝送された。

宝暦二年（一七五二）三月、四代藩主忠総は、領内に三種類の高札を出した。そのうちの一つは、次のようなものであった。

定 継

一、公義御飛脚並御伝、夜中風雨を嫌わず、且速に差し出すべく候。惣

て往還の人馬 滞なくこれを出し、勿応旅人に対し毛頭非義申し懸け間敷き事。

一、駄賃の儀、壹里壹駄に付銀四分宛、半駄賃は三分の事。

一、人足賃は本駄賃の半分たるべき事。

右の通堅これを相守るべき者也。

宝暦二年三月 日

左 京

藩主忠総（左京）は、「定継」（人馬継ぎ立ての定め）として、次の三か条を発したのである。

(1) 公儀飛脚（幕府の公的継飛脚）・公儀伝馬は、夜中、あるいは風雨に限らず、迅速に通送すること。往還の人足や継ぎ馬は、停滞なく出動させ、旅人に対して非礼のないようにすること。

(2) 馬継ぎ立ての駄賃は、一里（約四しほ）につき、馬一疋銀四分、半駄賃は三分とすること。

(3) 人足賃は、本駄賃の半分、つまり銀二分とすること。

二 烽 火

高速通信と 現今の郵政通信三事業といえば、郵便・電信・**しての烽火** 電話であるが、郵便にあたるものが「飛脚」とすれば、高速通信を使命とする電信・電話にあたるものは、さしずめ「烽火」であろうか。

発煙・発火による軍事的緊急通信手段としての烽火の歴史は